

熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分
に対する固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

申告者
(納税義務者)

住所

氏名

又は名称

電話番号

個人番号

又は法人番号

下記の住宅について、改修を行いましたので、地方税法附則第15条の9第9項及び第10項の規定（固定資産税の減額）の適用を受けたく、岩見沢市税条例附則第10条の3第7項の規定により次のとおり申告します。

1 改修した住宅

所在地	岩見沢市
家屋番号	番・未登記
構造	木造・軽量鉄骨造・その他（ ）
用途	専用住宅・併用住宅・共同住宅・その他（ ）
延床面積	m ²
居住部分面積	m ²
建築年月日	年 月 日（平成20年1月1日以前より所在している家屋であること）
登記年月日	年 月 日（登記している場合のみ記載すること）

2 改修内容

改修の工事完了年月日	令和 年 月 日
改修に要した工事金額	円（50万円超であること）

3 改修工事が完了した日から3ヶ月を経過した後に申告書を提出する場合には、3ヶ月以内に提出できなかった理由

--

※添付書類(写し可)

①納税義務者の住民票（岩見沢市民の場合、不要）

②増改築等工事証明書

〔 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が
発行したもの 〕

③改修に要した工事費の領収書

処理欄(岩見沢市記入)

受付番号		通知書番号	
入力		確認	

●平成20年1月1日以前より所在する280㎡以下の住宅で、令和4年3月31日までの間に一定の省エネ改修が行われた住宅について、改修が行われた翌年の住宅の固定資産税額を1/3減額します。

※1戸当たり120㎡分を限度

●要件

・次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。

①窓の改修工事

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事（外気等と接するものの工事に限る。）

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなること。

・その他の要件

①改修した住宅が、平成20年1月1日以前に所在していること。

②改修に要した費用の補助金を除く自己負担が50万円を超えるものであること。

③併用住宅（店舗、事務所などと住宅が一つになっているもの。）の場合、住宅部分の面積が1/2以上であること。

④改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

※詳しくは、税務課資産税グループまでお問合せください。